

財務省告示第三百五十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平
 成十四年九月二十日に発行する利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記 号	発行の根拠 の法律及びそ の条項	発行方法	発行額	払込金額	種類	発行日	募集の価格	利率	初期利子	後二期子
利付国庫債券（五年）（第二十二 回）	平成十四年度における財政運営 のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十四年法律第 二十号）第二條第一項	郵政事業庁長官による国債の募 集の取扱い及び取得による発行 額	三百三十億円	三百三十億六百萬円	円、一億円及び十億円の六種	平成十四年九月二十日	平成十五年三月二十日	〇・三パーセント		
$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$										
<p>と、次に算出された 金額を支払う。ただし、支払期 が銀行休業日に当たるときは、 その翌営業日に支払う（以下、 次の号及び第十二号において規 定する期日について同じ。）。</p>										
<p>毎年三月二十日及び九月二十 日、支払期に属する 日以前六月間に属する</p>										

